

ヒュームの「人間の学」と市民社会

遠藤和朗

1. 人間本性の学

ヒューム (Hume, David, 1711-76) は、主著『人間本性論¹⁾』(*A Treatise of Human Nature*, 1739-40) の序論において、「人間本性」(human nature) に基づく「諸学問の完全な体系」を目指して、自らの学問の構想と計画について述べている。

彼の学問の目的は、人間を自然にあるがままに観察する人間本性についての研究であり、人間本性に基づいた新たな道徳哲学体系あるいは社会哲学体系を構築することである。

ヒュームによれば、あらゆる学問 (sciences) は多かれ少なかれ人間本性に関わっているという。数学や自然哲学、自然宗教でさえある程度まで「人間の学」(science of Man) に依存するのであり、人間の認識のもとにあって、人間の能力や機能によって真偽が判断されるのである。まして論理学、道徳学、文芸批評、政治学等においては、なおのこと人間本性と緊密・密接に関わっているというのである。

人間本性に基づく諸学問の構築がヒュームの目的であり、彼は、これらの目的を達成するために、自然哲学におけるニュートンの方法を、すなわち自然界の主題に適用された実験本位の哲学を道徳上の主題 (moral subjects) にまで適用しようとしたのである²⁾。

『人間本性論』の副題には「実験的論究方法 (experimental Method of Reasoning) を道徳上の主題に導入する一つの企て」とある。ここで、ヒュームがいう実験的論究の方法とは、経験 (experience) と観察 (observation) に基づくという意味である。彼は、「この人間学 (science of man) そのものに与え得る唯一の堅固な根底は経験と観察とに存しなければならない」(THN, p.xvi, 訳 (1) 22頁) と述べている。すなわち、日常生活を営んでいる人間のさまざまな事情及び状況からおこる個々の経験と観察に基づいて、すべての結果を極めて単純な少数の原因から解明して、人間本性の諸現象を統一的に説明しようというのである。換言すれば、日常的な交際、

1) 本稿で主として用いるヒュームの著作は以下のとおりである。引用にあたっては文中に略記してページ数を表示し、併せて邦訳の頁数も記すことにする。

① *A Treatise of Human Nature*, ed. by L.A.Selby-Bigge, Second Edition, with text revised by P.H.Nidditch, Oxford: Clarendon Press, 1978. (THNと略記する)

大槻春彦訳『人性論』(1)～(4) 岩波文庫, 1995年。(訳文には少し変更したところが含まれている)

② *Essays, Moral, Political, and Literary*, ed. by E.F.Miller, Revised Edition, Indianapolis: Liberty Classics, 1987. (EMPLと略記する)

田中敏弘訳『ヒューム 道徳・政治・文学論集』名古屋大学出版会, 2011年。

2) ヒュームは次のように述べている。「この引力たるや心的世界において、自然界におけると同じく数々の不思議な結果を齎し、また自然界に劣らず多数且つ多様な形を取って現れるのである。この引力の結果はいたるところに歴然としている。」(THN, pp.12-3, 訳 (1) 42頁)

仕事、娯楽における人びとの生活のなかに人間を捉え、「この種の実験を思慮深く蒐集しかつ比較するとき、われわれははじめてこれを土台として、人間の了解範囲内のいかなる学に比しても確実な点で劣らぬ、また有益な点ではるかに優れる一つの学を樹立する希望を抱きえる」(THN, p.xix, 訳 (1) 26頁) ことになるのである。

ところで、ヒュームによれば、経験と観察に基づく諸学問の基礎としての人間本性には、自然に具わっている普遍的性質や共通性が存するという。彼は次のように述べている。「およそ一切の人間のあいだには大きな類似が自然に保存されている。他人のうちに認められるいかなる情念ないし原理にせよ、我々自身のうちに何らかの程度で同類を見出すことができないようなものは決してない。これは分明である。またこの点は身体の仕組みも心のそれも同じである。部分の形態や大きさがどれほど異なっていようと、構造や構成は概して同じである。あらゆる多様の真只中に甚だ顕著な類似が保存されている」(THN, p.318, 訳 (3) 71頁)。

このように、ヒュームは、「人間本性」に関して、全ての人間はある種の共通性や規則性を有することを認識しているのである。したがって、人間の心の能力や内容に関しても、全ての個人はほぼ共通なものをもっていると考えている。人間本性が自然界の諸原理と同様に、現在も将来も変化しないというところに、彼の「人間の学」のよりどころがあるのである³⁾。

さて、ヒュームの人間本性に関する経験と観察によれば、人間は知性 (understanding) を具えているが、想像力に支配される感性的人間であり、人間の行為は情念 (passion) によって支配されることが強いという。彼は、「理性は公平な行為を要求するが、われわれがこの要求に合わせることはほとんどなく、われわれの情念は判断の決定に即座には従わないものなのである」(THN, p.583, 訳 (4) 196頁) と述べている。また、「理性は情念の奴隷であり、且つただ奴隷であるべきである」(THN, p.415, 訳 (3) 205頁) ともいっている。それ故、ヒュームにおいては、道徳 (morals) の領域においても、「道徳性 (morality) は、判定されるというより、いっそう適切には感じられるのである」(THN, p.470, 訳 (4) 34頁) として、道徳的区別は理性から生まれられないことが強調されている。彼においては、情念に導かれる感性的人間こそが日常のわれわれの社会生活における人間像であった。理性は、観念間の比較か事実に関する真偽の判断にのみ関わりをもつのであって、道徳の問題に立ち入ることは不適切であった。むしろヒュームも人間精神に具わる理性の働く領域を十分に尊重しているのではあるが。

またヒュームによると、人間は、「自分以外のいかなるひとりの人物より自分自身を更に愛す

3) ヒュームは、『人間知性の研究』においても、人間についての経験と観察の根底に人間本性についての斉一性・普遍性があることを次のように強調している。「人間行動に何等斉一性がなく、我々が案出しようこの種の経験のすべてが、不規則で変則的であるとすれば、人間に関するいかなる一般的観察をも収集することは不可能であろう。また反省によっていかに正確に要約されても、経験が何等かの目的に役立つことはないであろう。」

Hume, David, *Enquiries Concerning Human Understanding and Concerning the Principles of Morals*, ed. by L.A.Selby-Bigge, Third Edition, with text revised by P.H.Nidditch, Oxford: Clarendon Press, 1975, p.85

渡部峻明訳『人間知性の研究・情念論』哲書房、1990年、121頁。

る。また、他人を愛するさいは、自分に関係ある者や知人に最も大きな情愛を抱く」(THN, p.487, 訳(4) 59頁)というように、極めて利己的であり、限定された寛仁の持主であるという。したがって、見知らぬ人びとには最低の関心しか示さないのである。しかし、このような人間が本性上の情念や感情の作用によって、社会を形成して市民生活を営んでいることも事実である。ヒュームは、「われわれは、人間がつねに社会を求めることを観察するばかりでなく、この普遍的向癖の根底をなす諸原理まで解明することができる」(THN, p.402, 訳(3) 186頁)と述べている。

それでは、以上のような情念に導かれる感性的人間が社会生活を営むことは、どのようにして可能になるのであろうか。その原理や論理を人間本性のなかに探ることが彼の課題となる。

この課題は、ヒュームにおける道徳哲学の主要問題であるが、主として『人間本性論』第三篇「道徳について」において論じられることになる。そこでは、ヒュームは、道徳的可否の判断を道徳感覚に求めるハチスン(Hutcheson, Francis, 1694-1746)などの感情倫理学派の立場を継承して、道徳感情に基づく新たな市民の道徳と社会理論を構築しようとしたのである。ヒュームにおいては、自己と他人との感情の交通、すなわち観察者の同感(sympathy)に基づく快・不快の感情が道徳的判断の原理である。この場合の観察者は、個々の利害や自らの特殊な立場を離れて、「一般的視点」から観察するという中立性あるいは公平性が要求されることになる。そして、その快・不快の判断の基準は、当事者自身や他人(社会)にとって有用であるか快適であるか否かであった。この場合、有用性=快をもたらす行為は徳とみなされる。したがって、「徳の大部分は、社会の善福への傾向をもつか、さもなければ、徳を所持する人物の善福への傾向を持つ」(THN, p.618, 訳(4) 245頁)ことになる。また同感とは「人間本性」固有の性質であることが強調されている。

「およそ人間本性の性質のうちで、それ自身にもまたその結果においても最も顕著な性質と云えば、他人に同感する性向、すなわち他人の心的傾性(inclinations)や感情(sentiments)がわれわれ自身のそれといかほどに異なっている、いや反対でさえあっても、それら他人の心的傾性や感情を交感伝達(communication)によって受取る性向、これにまさるものはない」(THN, p.316, 訳(3) 69頁)。

以上から明らかなように、ヒュームの道徳論は観察者の同感に基づく快・不快の感情にその中心原理を求めるものであり、その快・不快の判断基準は、当事者や他人(社会)にとって有用あるいは快適であるか否かであった。有用性=快をもたらす行為は徳とみなされたのである。

このように、ヒュームは、道徳の主題である徳の内容と徳の判断能力の問題について論じているのであるが、彼は徳を当事者や他人(社会)に直接快感を生ぜしめる自然的徳(natural virtue)と「人類の諸事情と必要から起こる人為ないし工夫によって快感と称賛を生む」人為的

徳 (artificial virtue) に分けている⁴⁾。ヒュームは、自然的徳より先に人為的徳である正義を論じて、市民社会の成立に関わる正義の法と正義の徳を明らかにし、また市民政府の成立や統治原理等を考察している。正義は所有権や所有の移転、約束の履行に関わる問題と関連付けることができる。

本稿においては、ヒュームが人間本性の普遍的性質を出発点にして、彼が生まれ育った18世紀ブリテンの新しい市民社会をどのように認識して解明しようとしたのか、を探ろうとするものである。それは、『人間本性論』第三篇の道徳哲学を中心とした人間本性の学においては、法の支配を中心原理とした市民社会の成立と政府の成立や統治原理についてのヒュームの見解を明らかにし、また「人間の学」の一部門としての「社会を結成しかつ相互に依存する人間の考察」である「政治学」においては、具体的には、18世紀の市民社会の政治と経済の世界に生きる人びとの生き方と社会のあり方について、ヒュームはどのように認識していたのかについて検討しようとするものである。

2. 市民社会の成立

(1) 正義の成立—コンヴェンションと同感

ヒュームは『人間本性論』において、ホブズ (Hobbes, Thomas, 1588-1679) やロック (Locke, John, 1632-1704) の社会契約説にかわる新たな社会理論の構築を目指した。

ヒュームにあっては、いわゆる「自然状態」は「哲学的虚構 (philosophical fiction)」にすぎなかったのである。さらに、古代の詩人のいう黄金時代の想定も虚構として否定されたのである。彼にとって、人間は自然的情愛で結ばれる家族が社会の出発点であった。

しかし、人間本性の利己的性質や人間の欲求に比しての物財の希少性により、社会の拡大と複雑化に伴って人びとの間には対立が生じることになる。ここに「人類の諸事情と必要」から生ずる人為的徳としての正義 (justice) が必要とされる。

ヒュームは、まず、市民社会成立の大黒柱としての正義を論ずるにあたって、人びとの人為によって正義の諸規則が確立される仕方の問題と、これらの諸規則の遵守または無視に道徳的是認・否認を帰する理由の二つの問題を論じる。

第一の正義の法の成立に関しては、次のように説明している。彼によると、人間は数多くの欲求や必要を担っているが、それらを獲得する手段は極めて貧弱であるという。その貧弱さを克服する道が社会の形成にほかならない。社会の形成によって、相互の結合による力が増大し、分業 (partition of employment) によって能力が進展し、相互扶助によって安全性が保障されるというのである。しかし、社会が形成されるためには、「社会が有利であることだけではない。この

4) ヒュームによると、自然的徳と人為的徳 (正義) の区別は、次の点にある。自然的徳から生ずる善は、一つ一つの単独な行為から起り、ある自然的情念の対象である。しかし、人為的徳である正義のある単独な行為は、それ自体として考えるとき、しばしば公共善に反することがあるが、正義の全体系としての作用が公共善に資するというのである。(Cf. THN, p.579, 訳 (4) 190-91頁)

有利さを人びとが気づくことも必須である」(THN, p.486, 訳(4) 57頁)。そして、この有利さに人びとが気づくのは、両親と子供との家族生活の慣習のなかからであり、そのなかで子供たちは社会の利益を知り社会に適合するようになるというのである。こうして、われわれは、自然に社会の利益を認識することによって自ずと社会を形成しようとすることになる。

ここからヒュームは、話しをより拡大し複雑化した社会へと進めて、われわれの自然的性向や外部的事情のうちには、社会的結合を阻害する要因があることを強調する。利己心と物財の希少性である。すなわち、人間は極めて利己的であり限定された寛仁しか持ち合わせていない。したがって各人は、自分の利益を最優先するので相互の情念や行動において対立が生じることになる。さらに人間の欲求に比して物財は希少であるので、物財の獲得をめぐっても対立や争いが顕著になり、その保有も不安定になる。人びとは常に社会から得られる利益を認識しており、物財を増大することが社会形成の利益ではあるが、物財の希少性や保有の確保の不安が社会形成の障害になるのである。

そこで、ヒュームにおいては、各人の利己心を抑制し外的物財の所持の安定を可能にする道を人間本性のなかに求めることになる。それが、人びとの結ぶコンヴェンション (convention) である。

「社会の全成員が結ぶコンヴェンションによって、これらの物財の所持に安定性を付与し、各人が幸運と勤勉とによって獲得できたものを平和に享受させておく、という道である…このようにしてはじめて、われわれ自身の安寧と存立にとって必要であるばかりでなく他人や友人の安寧と存立にとっても必要である社会は、保持される」(THN, p.489, 訳(4) 62-3頁) ののである。

このように、ヒュームによると、コンヴェンションによって物財の所持に安定性がもたらされ、自分と他人相互の安全と存立の保障という社会形成の利益が達成されるというのである。コンヴェンションとは、「共通利益の一般的な感覚 (general sense of common interest)」のことである。それは、他人も自分と同様に相互の物財を尊重して侵害しないならば、自分も同様にするであろうという意思を暗黙のうちに表明しあう共通利益の一般的な感覚である。

ヒュームにおいては、人間の利己心と物財の希少性という条件のもとで社会を形成しなければならないが、人びとはコンヴェンションによって自らの利己心を抑制することが自分自身にとっても社会にとっても利益であるということを理解するというのである。換言すれば、コンヴェンションとは、各人の利益のために各人の利己心の自己抑制をうながして結ぶ社会の全構成員の慣習的とりきめであり、暗黙のうちに合意するある経験的慣習である⁵⁾。コンヴェンションに基づく所持の安定に関する規則は、「漸次に起こり、その力は徐々に、すなわち規則違背の不都合を反復して経験することによって、得られるのである」(THN, p.490, 訳(4) 63頁) とヒュームは

5) ヒュームは、言語や貨幣がコンヴェンションに基づいて確立されることを例としてあげている。

「言語が約束なしに、人間のコンヴェンションによって漸次に確立されるのと同様である。また、金や銀が交換の共通尺度となり、価値の百倍もする物の代価として十分であるとみなされるのと同様である。」(THN, p.490, 訳(4) 64頁)

いう。

そして、コンヴェンションによって、各人の物財の所持の安定性が得られたならば、人びとのあいだには、正義と不正義との観念が、またそれに伴って所有や権利や責務の観念が生じることになる。ヒュームは、正義の起源が所有の起源を説明することを述べて、社会秩序にとって最も重要な「正義は人間のコンヴェンションから生じる」(THN, p.494, 訳(4) 69頁)ことを強調する。

人間は社会形成の利益を経験と慣習によって感じとっているので、コンヴェンションによって正義の法を成立させるのであった。この故に、自分自身の利己心も充足せられ、社会の利益も達成されることになる。社会の利益を尊重することが個人の利益でもあったのである。かくして、ヒュームは、「正義の法を確立させるものは、われわれ自身の利益および公共的利益への配慮であった」(THN, p.496, 訳(4) 72頁)というのである。

次に正義論の第二の問題、すなわち正義の規則の遵守、無視に道徳的是認と否認とを結びつける問題についてである。

ヒュームによれば、社会の最初の形成期においては、個々人相互の安全と自らの利益のために正義の諸規則を守るというのであった。ところが、社会が拡大・発展するにつれて、「利益への顧慮」という動機は弱まっていくという。すなわち、社会が多人数になって、一つの部族もしくは民族にまで増大してしまうと、この利益はよりかけ離れたものになる。換言すれば、人びとは正義の規則に違反するごとに無秩序と混乱とが伴うことを、狭隘狭小な社会ほどにはすぐには気づかなくなる。したがって、市民社会においては、「利益への顧慮」だけでは正義の諸規則を守ることはできない。しかし、ヒュームによると、人間は直接的な利害関係から隔たっていても不正義はわれわれを不快にする。なぜなら不正義は人間社会に有害であり、われわれは同感によってこの不快を感じるというのである。すなわち、われわれは、同感によって正義が与える快感を徳として是認し、不正義の与える不快を悪徳として判断するというのである。そして、正義に対して、われわれが道徳的是認を与えるのは、それがもつ公共善 (public good) への傾向に対してである。

かくして、ヒュームは次のようにいう。「自利 (self-interest) は正義を樹立する根源的動機である。が、公共的利益への同感 (a sympathy with public interest) は、正義の徳に伴う道徳的是認の源泉なのである」(THN, pp.499-500, 訳(4) 77頁)。

公共的利益とは、いうまでもなく社会形成によって得られる各人の利益のことである。こうして、ヒュームにおいては、コンヴェンションによって確立された法としての正義を前提に、人びとは同感の原理によって徳論としての正義を成立させる契機をもつことになるのであった。換言すれば、正義の法は、「共通利益の一般的な感覚」によって、人びとの利己的行為を抑制しながら経験的慣習によって成立するもので、そこでは道徳感情は何らの役割ももちえない。しかし、正義の法が樹立され承認された後は、「それら規則の遵守における道徳性の感覚が自然に、それ自身に、生じる」(THN, p.533, 訳(4) 125頁)のであった。ここに、われわれは同感の原理によって正義の法を遵守する正義の徳の担い手としての市民を見ることができる。

ヒュームにおいては、コンヴェンションに基づいて正義の法が成立し、その正義の法を同感の原理によって遵守するという構造になっており、正義の法と正義の徳を明確に区別したアダム・スミスの論理とは異なって、正義の法と正義の徳が一体化されているのである。こうして市民社会の大黒柱としての正義は成立し、したがって平和と秩序がもたらされ、所有権は保障されるということになる。

(2) 三つの根本的自然法

次にヒュームは、市民社会の平和と安寧のために所有権に関わる「三つの根本的自然法」について述べている。社会形成に伴う第一の自然法は現在の「所持の安定」に関する規則である。人びとが現在所持している所有物の所有が引き続き認められることは人間社会には自然であり有用である。しかし、この規則の効用は、社会の最初の形成を越えてまでは及ばない。何故なら、この規則を恒常的に遵守すれば、占有物の所有者への正当な返還もできなくなり有害なことになるからである。

それゆえ、ヒュームは、社会がひとたび樹立されたのちに所有権が生じる何らかの他の事情について論じており、この種のものとして、誰も所有していないものを最初に占有する先占 (occupation)、長期間占有していたことが所有権の根拠となる時効 (prescription)、現に所有するものと密接に関連して価値の劣るような事物があるとき、その事物の所有権を獲得する添付 (accession)、親子関係や近親者による相続 (succession) をあげている。

このように、「所有を決定する諸規則」として、社会の最初の樹立に際しては現在の所持があり、のちには先占・時効・添付・相続があるが、それでもなお、これらは非常に多くの偶然に依存することになる。したがって、人びとの要求にも欲望にも矛盾することになり不便であるに違いない。社会における人びとの間では、種々の物品の相互の交換と交易が要求されるのが普通であるので、所有者の承諾に基づく物品の移転が必要になる。それが、第二の自然法である「承諾による所持の移転」である。

ところが、この第二の自然法に関わるものは、現前する個別的な物財の交換であるに過ぎない。ヒュームによれば、「所有権の移転は、現在の且つ個別的な事物に関してのみ生ずることができるのであって、現にないまたは一般的な事物に関して生じることができないのである」(THN, p.520, 訳 (4) 106頁) という。

そこで、第三の自然法として、現前しない物や将来のこと等についての「約束の責務」が重要になる。約束とは、そのことを実行する決意の表明と道徳的責務を伴うことを意味し、したがって約束を履行しなかった場合には二度と信頼されないという報いを受けることにもなる。

ヒュームにおいては、以上の正義の三つの根本的自然法、(1) 所持の安定、(2) 承諾による所持の移転、(3) 約束の履行が確立することによって、市民社会における商品経済の交換と交易が安定し、市民生活の平和が保障されることになる。彼は、「これら三つの法の厳格な遵守に人間社会の平和と安固とはまったく依存する」(THN, p.526, 訳 (4) 114-5頁) と述べている。

以上から明らかなように、ヒュームの正義は、なによりも所有権の問題にかかわる意味に理解されていることが明らかである。したがって、ヒュームによる社会形成の目的は、人びとの利害を調整して相互の安全と所有権を保障し、市民社会の平和を確立することにあつたのである。

(3) 政府の成立と抵抗権

ヒュームは前述のように、コンヴェンションと同感の原理に基づいて正義の法と正義の徳を導いて社会秩序を遵守する市民的人間を描いたが、それでも彼は、利己心の強烈さと、富や所有権の著しい拡大を伴う市民社会においては、正義の法の遂行者としての市民政府の必要性を強調する。すなわち、ヒュームによると、「大規模な社会」では、一方では多くの富が存在し他方では真実のまたは想像上の不足があるから、われわれの利己的性質が刺激され、社会の平和と秩序維持は困難になるという。換言すれば、人びとは、正義の法を遵守することによって、社会から多くの利益を得ることを十分に知っているにもかかわらず、人間は極めて利己的であり利害によって支配されるので、しばしば正義の法を破ることがあるというのである。ヒュームは、このような人間の自然的弱点を救済する道を、われわれの諸事情ないし状況を変えて、正義の法の遵守を最も近い利益とし、法の違反を最も遠い利益とするような少数の為政者に、すなわち市民政府(civil government)の設立に求めたのである。われわれは、市民政府の設立によってのみ安定した社会生活を営むことができるようになるのである。彼は、「二つの利益すなわち、正義の遂行と裁断(execution and decision)とによって、人びとは自分自身及び互いの弱点と情念に対する保障を得て、統治者の保護のもとに社会と相互扶助の甘味を心安らかに感じ始めるのである」(THN, p.538, 訳(4) 131頁)と述べている。

ヒュームにおける為政者は、社会における個々人の利害の調整者として、正義の法の遂行と裁断を行い、社会の利益を個々人が享受できるように導く役割を担うものであった。それだけではない。彼は、政治家の人為が正義の法を遵守する道徳感情をも促進することに期待をしているのである。そのほかにヒュームは、政府の機能の一つに公共事業をあげている。これは、多数の人びとによる共同事業の困難性から生じるものであるが、政治的社会(political society)によってその不都合は解決されることになる。

「こうして橋は架けられ、港は開かれ、城壁は築かれ、運河は掘られ、艦船は造られ、軍隊は訓練される。すべてこれらは、統治組織の心づかいによる」(THN, p.539, 訳(4) 133頁)のである。ここには、市民社会における政府の経済活動の役割が示されている。

以上のように、ヒュームによれば、市民政府は、コンヴェンションによって成立した正義の法を遂行・裁断し、正義の法を全社会に普及する役割をもち、しかも個人ではなしえない公共事業(国防を含む)を遂行する主体として、市民社会を全面的に支える担い手だったのである。

ところで、市民政府の成立は、必然的に主権者と臣民との間に権威と服従(=忠誠)との関係を生ぜしめることになる。それでは、臣民が主権者に服従するのはなぜか、主権者としての権威の源泉は何か、また服従の限界はどこに求められるのであろうか。

ヒュームによれば、政府（統治組織）の目的は、正義の法を人びとが遵守するように強制するところにあるのであって、この正義の法は、人びとの利己心にしたがって社会の必要性を見いだしたとき案出されたものなのであった。換言すれば、「自愛こそ正義の規則を遵守する最初の動機」であったのであるから、われわれが政府に服従するのは、政治的社会から受ける利益にある。すなわち、人びとをして政府に服従せしめる自然的責務（natural obligation）は、利己心に基づく各人の利益なのである。「この利益は、政治的社会において享受される。かつ完全に自由独立であるときは決して得ることのできない保証と保護とに存するのである」（THN, pp.550-51, 訳（4）150-1頁）。

このように、ヒュームは、人びとが政府に服従することによって得られる利益を強調している。したがって、服従は、利己心という人間本性に基づくがゆえに、契約によるのではないことを彼は強く主張するのである。

ところで、ヒュームのいう服従の原理は、社会から得られる利益にあるのだから、この利益のないところでは統治組織はもはや存在することはできない。したがって、人びとの統治組織に服従する義務もなくなるのである。「市民的為政者たちが、甚だしく圧迫して、その権威に全く耐え難くさせるほどになれば、われわれはもはやかような権威に服従するようには縛られないのである。原因がなくなった。したがって結果もまたなくならなければならないのである」（THN, p.551, 訳（4）151頁）。

ヒュームにおいては、政治的社会において享受される利益がいちじるしく損なわれるときには、服従への市民の自然的責務は消滅するのであった。ところが、政治的服従には、自然的責務の他に道徳的責務（moral obligation）がある。ヒュームによると、この道徳的責務は、服従の義務の原因である利益の自然的責務がなくなったあとにまで存続するという。「人びとは自分自身の利益や公共的利益に反してまで圧制的統治組織に服従するよう、良心によって縛られるであろう」（THN, p.551, 訳（4）151-2頁）。なぜなら、われわれはひとたび一般規則を樹立した後は、この一般規則が樹立された理由をこえたところまで及ぶことを承認するからである。したがって、統治者がたとえ暴君であっても、人びとの抵抗はすぐには生じない。ヒュームによると、人びとの抵抗が、統治組織の解体に及ぶようになるのは、例外が一般規則の性質をおびるばあいだけである。すなわち、統治者の暴虐と残忍さと野心とが人びとを圧迫し耐え難い状態にいたらしめたときのみ、「われわれは優越権力のきわめて暴力的な結果に反抗してよく、それによっていかなる罪ないし不正義も犯すことはない、とわれわれをして結論させる」（THN, p.552, 訳（4）153頁）のである。

ヒュームは、ディオニュシオス（Dionysius）やネロ（Nero）、フェリペ2世（Philip the second）の名をあげて「歴史を精査する読者はすべて、これらの人に対して武器を取った者に味方する」（THN, p.552, 訳（4）153頁）と述べている。こうして彼は、統治による社会の利益に反する例外として抵抗権を認め、ロックと同様の結論を導くに至ったのである。しかし、通常の状態においては、統治への服従が一般的であるとして、統治組織がひとたび樹立されたのちの、

統治組織の正当性あるいは権威の源泉について次の5つを挙げている。(1) 統治組織の永い占有(君主の相次ぐ継承)、(2) 現在の占有、(3) 征服の権利、(4) 相続の権利、(5) 実定法である。

ヒュームの死後、1777年版の『著作集』(*Essays and Treatises on Several Subjects*)に追加された「統治の起源について」においても、彼は、社会の秩序は統治によってはるかによく維持されており、また為政者に対する義務は、我々の同胞市民に対する義務よりも、人間本性の諸原理によってはるかに厳重に守られていると述べている。そして、「自由は政治社会(civil society)の完成であることが認められねばならない。しかしそれでもなお、権威は政治社会の存続そのものにとって不可欠であると認められねばならない。したがってこのために、自由と権威との間にしばしば生じる争いにおいて、権威は優先権を求めることができるだろう」(EMPL, p.41, 訳33頁)と述べている。むろん、ヒュームは『人間本性論』や『政治経済論集』(1752)において、ジェイムズ2世を廃位した名誉革命の正当性を主張しているのではあるが、一般には、この種の政治的論争は「大部分の場合には裁断できないものであり、…偏に平和と自由とのためにのみ従属するとみなすべきことを教える」(THN, p.562, 訳(4)167頁)と述べており、抵抗権に関しては、極めて慎重なヒュームの政治的姿勢を見ることができる。

3. 市民社会の政治と経済

前章においては、人間本性に基づいて市民社会における正義の法と正義の徳とが形成される筋道と、その正義の諸規則の遂行と裁断を行って、市民社会の平和と秩序を保障する政府の成立について論じた。政府の成立によって、正義の根本的自然法である所持の安定と承諾による所持の移転、約束の履行が確立されることになる。

このような市民社会においては、法の支配が確立して人びとの自由と所有権が保障され、利己的個々人の経済活動も促進されて、商品交換・交易が活発になり市場経済が拡大・発展する。

ヒュームは、『人間本性論』の「第一篇及び第二篇に対する緒言」において、自分の人間本性学は、知性と情念について論じた後に、「道徳論・政治論・文芸批評の検討に移ろう」と述べている。「政治学」については、「社会を結成しかつ相互に依存する人間の考察」であるとあるが、今日でいうところの政治学と経済学の双方が含まれている。具体的には、彼の『道徳・政治論集』(*Essays, Moral and Political*, 初版1741-2)や『政治経済論集』(*Political Discourses*, 初版1752)のなかの政治と経済の諸論考において総合的に考察されることになる。これらの両著書は、その後1750年代はじめから刊行された『著作集』(*Essays and Treatises on Several Subjects*)のなかに収められ、1758年版からは『道徳・政治・文学論集』(*Essays, Moral, Political, and Literary*)という共通のタイトルのもとに、一体化されて取り扱われている⁶⁾。

これらの諸論考の政治論文と経済論文において、ヒュームは「人間の学」を市民社会における

6) これらの詳しい経緯については、田中敏弘「解題 ヒューム『道徳・政治・文学論集』について」田中敏弘訳『ヒューム 道徳・政治・文学論集』名古屋大学出版会、2011年 所収、参照。

政治と経済の両面において展開したのである。本章においては、ヒュームの中心的な政治思想と経済思想を考察することにした。

(1) 市民社会の政治思想 —「中庸」の追求

(イ) 政治の目標

前章から明らかなように、市民社会における政治の役割は、正義の法の遂行と裁断による法の支配を確立し、また正義の法を支える道徳感情を助長し、そして国防を含めた公共事業を行い、人びとの自由と所有権を保障することによって市民社会の発展に寄与することである。それゆえ、ヒュームは、市民社会における政府や政府形態のあるべき姿について考察する。

まず彼は、『道徳・政治論集』における「政治は科学になりうる」において、政治学は、数理学と同様に、人間の気質や気性にはほとんど依存しない一般的原理を扱う学問であると述べている。「法律や特定の形の政体をもつ力は非常に大きく、人間の気質や気性にはほとんど依存しないので、数理学がもたらすものとほとんど同様に一般的で確実な帰結を、ときにはそれから演繹することもでき(る)」(EMPL, p.16, 訳12頁)。そして、その場合に、市民社会の政治を論ずるときの主眼は、「自由」の確立である。すなわち、ヒュームが各種の政府形態を取り上げるときの基準は、統治者の資質や性格が国の政治に影響することのないように、法の支配が確立され、市民的自由が保障されているかどうかであった。

彼は、「言論・出版の自由について」において、統治者と被統治者相互の用心深さと警戒心が作用している「完全に君主制でもなければ完全に共和制でもない」(EMPL, p.10, 訳6頁)混合政体であるブリテンでは、自由が優位を占めており、外国人を驚かせるほどの極度の自由があると述べている。そして、これらの自由は、「他のいかなる政体において享受されている自由をも大幅に超える言論・出版の自由」(EMPL, p.12, 訳8頁)によるものであり、これらの自由によって「その国の学問、知性、天性は自由の見方として用いられ、人びとは一人残らず自由の擁護に向けて鼓舞されうる」(EMPL, p.12, 訳8頁)という。しかし、ヒュームの死後の版(1777年)においてくみ込まれた文章には「言論・出版の無制限の自由は、…そうした混合形態の政体にとともなう弊害の一つであることを認められねばならない」(EMPL, p.13, 訳8頁)とある。ここでヒュームは、「無制限の自由」には弊害が伴うことを強調しているのである。その「無制限の自由」が政治の不安定要素をもたらし、党派の争いを引き起こしてきたことが思い起こされるのである。

ヒュームは、ウォルポール(1676-1745)時代の党派争いについて、次のように述べている。「最大の自由が許されているわが国のような政体では、大臣を攻撃したり、あるいは弁護したりする人びとは、常に事態を極端なところまで運んでしまい、国家に関する彼の功績や落ち度を誇張する」(EMPL, p.27, 訳17頁)。すなわち、彼の政敵は、内政や外交政策のいずれの面でも、彼を最大の極悪無法者として非難する。他方、彼の擁護派は、彼の施政のあらゆる面の功績を褒め称えるというのである。また「党派一般について」においても次のように述べている。「党派は政体を転覆させ、法を無力にし、相互に助け合い、防衛し合うべき同国人の間に最も激しい敵意を生

み出す。…いかなる国においてもこうした雑草がいったん根をおろすと、それを根絶するのは難しいということである」(EMPL, p.55, 訳46頁)。

かくして、ヒュームの政治的諸問題を論ずる際の立場は、「中庸」(moderation)を貫くことである。彼は、「政治は科学になりうる」において、中庸の精神を何度も強調している。「私は中庸の味方」(EMPL, p.15, 訳11頁)であるとか、あるいは、「できることならば、…現在わが国を二分している党派と関連して中庸の精神の教訓を引き出すことにしよう」(EMPL, p.27, 訳17頁)というように、ヒュームにとって、中庸の精神は、政治学を論ずる際の基準であった。

(ロ) 名誉革命体制の擁護

ヒュームの時代は、名誉革命の後の1707年のイングランドとスコットランドとの合邦を経て、1714年のジョージ一世(1660-1727)の即位とともにハノーヴァー家による王位継承が確定し、ウィッグ支配(1714-1762)が確立した時期であった。しかし、この時期までには、イングランドの平和と安定を脅かすウィッグとトーリーの両党派による長い抗争の歴史があり、また、ステュアート家の王位継承を主張するジャコバイト(Jacobites)の反乱が2度起きている。ジェイムズ2世(1633-1701)の息子のジェイムズ・フランシス(1688-1766)による1715年の反乱とその息子、すなわちジェイムズ2世の孫のチャールド・エドワード(1720-1788)による1745年の反乱である。

このような政治的状況のなかで、ヒュームは政治に関する諸論考において、現実の政治問題に強い関心を示し、イギリスにおける党派の起源や変遷を跡付けて党派の分析を行い⁷⁾、また当時のウィッグ党とトーリー党の政治原理を検討して党派相互の歩み寄りを主張し、ジャコバイトの反乱に関しては、王位継承者としてのハノーヴァー家の正当性を擁護する論陣を張っているのである。

さて、ヒュームの主張を具体的に見ていくと、イギリスの国制は混合政体であり、国王と議会との間の不安定な勢力均衡のもとに維持されてきたのである。すなわち、君主制の要素と共和制の要素が混合しており、それらの間の「適正な釣り合いは、それ自体、実際きわめて微妙かつ不安定」(EMPL, p.64, 訳53頁)であった。君主制が重視する権威と共和制が重視する自由とをめぐって内部闘争がくりひろげられてきたのである。ヒュームは、「党派の歩み寄りについて」において次のように述べている。「過去一世紀以上にわたってイングランドの政党間に続いた憎悪は、まさにこうした性質のものであった。そしてこの憎悪はときに爆発して内乱にまで至り、暴力による革命を引き起こし、また絶えずその国民の平和と平穏を脅かしたのであった」(EMPL, pp.493-4, 訳397頁)。

7) ヒュームによれば、党派は個人的要因に基づくものと、実際的な要因に基づくものに分類されるが、さらに後者は、利害(interest)に基づくもの、原理(principle)に基づくもの、愛着心(affection)に基づくものの三つに分類されるという。しかし、近代においては、宗教上の党派は最も激烈な抗争になるという。(Cf.EMPL, pp.56-63, 訳46-59頁)

このようなイギリスの政治構造のなかに必然的に党派が生まれたのであった。すなわち、ヒュームによると、イギリスの国制の本質に伴う原理に基づく党派として、君主制に好意を示し、王権の権威を尊重するのがコート派 (Court) であり、自由を信奉し共和制的見解を重視する人びとがカントリ派 (Country) である。

チャールズ 2 世 (1639-85) 治世下に生まれたトーリー党 (Tory) とウィッグ党 (Whig) については、両党派の本質を見極めることは最も困難な問題であるけれども、「コート派とカントリ派がトーリーとウィッグの真の親である」(EMPL, p.613, 訳62頁) とヒューム自身が述べているところから、トーリーはコートであり、ウィッグがカントリということができる。

ヒュームは、「原始契約について」と「絶対的服従について」において、トーリーとウィッグ両党派の基本的な政治原理について検討している。彼によれば、トーリー党の政治原理は、政府の神聖不可侵と臣民の絶対的服従にあるとするが、主権者の権力や行使が神の委託に基づくということではできるが、神の代理者と呼ぶような特別の意味はない。また、歴史上におけるネロやフェリペ 2 世のような暴君に対しては、その抵抗権を人びとは認めるであろうというのである。抵抗権については、『人間本性論』においても明らかにしたところである。

ウィッグ党の政治原理である原始契約 (original contract) と抵抗権については、『人間本性論』においても、ヒュームは自分の見解を明らかにしているが、さらに歴史的事実において明確にする。歴史上のあるいは現存の政府というものは、人民の公正な同意や自発的な服従に基づくものではなく、ほとんどが篡奪か征服によって成立したものである。また、名誉革命でさえ、ウィッグのいうような原始契約に基づくものではない。そのとき変革されたのは、王位に関係した部分だけであり、国民全体で決定したものではない。さらに、歴史や経験によると、国家的事件において、人民の同意がもっとも尊重されなかった時期こそ、新しい政府が樹立されたときであろうというのである。要するに、革命、征服、大動乱のような激動する時代には、軍事力や政治的策謀が、すべてを決することになるのであった。したがって、ヒュームは、ウィッグの原始契約説を「あらゆる国民とあらゆる時代の慣行と世論にも反した奇論」(EMPL, p.486, 訳389頁) と断定し、政府に対するわれわれの服従 (= 忠誠) 義務の根拠を、「人間社会の一般的な利益と必要」(EMPL, p.481, 訳386頁) にあることを強調するのである。

以上のトーリー、ウィッグの政治原理に対してヒュームは、「党派の歩み寄りについて」において、「一つの政党が他の政党に対して根拠のない軽蔑や勝ち誇った優越感をもたないようにし、中庸をえた意見を奨励し、どんな論争の場合にも適切な中庸を得た立場を見つけ出し、反対派もときには正しいこともありうるということを、各々の党に納得させ、また、どちらの党に寄せられるにせよ、称賛と非難が均衡を失わないようにすることが一番である」(EMPL, p.494, 訳397頁) ということを強調している。トーリーとウィッグの双方の政治原理についての前述の議論は、「両党いずれの側も、自らを美化しようとつとめているものの、理性的に考えてみた場合には、それほど十分な支持をけって得られない」(EMPL, p.494, 訳397頁) のである。それゆえ、ヒュームは、両者に中庸の意見をもつことを奨励し、党派の歩み寄りを期待したのであった。両党派が歩み寄っ

て現体制（名誉革命体制）を安定的なものにし、社会存続の利益を享受することが彼の意図であったのである。「中庸はあらゆる既存の体制にとって有利なものである」（EMPL, p.500, 訳402頁）。

以上のように、ヒュームは、トーリーとウィッグの両党に歩み寄りを期待し、当時のイギリスの国制、すなわち名誉革命体制の安定を願ったのであった。したがって、名誉革命体制を覆してステュアート家の復位を図ろうとするジャコバイトにたいしては否定的であった。彼は、すでに『人間本性論』において、「王が不正を行いあるいは圧制的専制的権力を得ようと企てて、自己の法的性格を正当に喪失したとすれば、かような王を退位させることは道徳的に合法的となり、政治的社会の本性に適するものとなるばかりではない」（THN, p.565, 訳(4)171頁）と述べている。

そして、ウィリアム3世（1650-1702）の即位以後に三人の王が王位を継承してきたという事実が、名誉革命当時のウィリアムの即位についての批判的議論にもかかわらず、権威を確立してきたというのである。ヒュームにあつては、「時間と習慣とは、統治組織の一切の形式及び君主の一切の継承に権威を与える」（THN, p.566, 訳(4)173頁）ものであった。

このように、ヒュームは、名誉革命の正当性を主張し、ハノーヴァー家による王位継承を擁護し現体制の安定を願ったのである。それでもなお彼は、「新教徒による王位継承について」において、王位継承者として、ステュアート家とハノーヴァー家のどちらが適しているかを、落着以前を想定して、改めて両家の長所と短所の比較を行っている。そして、このような問題は、一般大衆によってではなく哲学者によって論ずるべきであるとしている。「これらすべての事情を天秤にかけ、その各々にそれにふさわしい釣り合いと影響力を割り当てることは、どちらの党派にも属さない哲学者だけのものである」（EMPL, p.507, 訳407頁）。

ヒュームの立場は、哲学者として中庸を貫くことである。そのうえで、哲学者ヒュームは、名誉革命体制の下では「公共の自由は、国民の平和と秩序と相まって、ほとんど妨げられずに栄えている。商業、製造業、および農業が発展してきた。もろもろの技術や科学、それに哲学も進歩している」（EMPL, p.508, 訳408頁）として、人間本性の品性にふさわしい自由と平和の享受、農・工・商の発展、学問の進歩が、他のヨーロッパ諸国には見ることができないと称賛しつつも、なおこの時期においても数えきれないほどの陰謀と2度の反乱があったことを重視し、慎重に結論を留保している。しかし、ヒュームは、両家による王位継承の長短の比較考量から、ヨリ短所が少ないという意味でハノーヴァー家を選択したことは賢明であったと結論する。すなわち、彼によると、「ローマカトリック教徒を王座につけることによる短所のほうが、外国の君主を王位にすえる他の決着のもつ短所よりも大きい」（EMPL, p.510, 訳410頁）というのである。

このように論じて、ヒュームは、ハノーヴァー家による王位継承が有効になった今日それを覆そうとしたジャコバイトを批判したのであった。王位の落着は、現実にかこってしまったことであり、一種の王位継承の資格がハノーヴァー家にすでに生じているのである。時間の経過と習慣が、ハノーヴァー家の王位継承に権威をもたらしたのである。ヒュームは、「党派の歩み寄りについて」において次のように述べている。

「自由の計画はすでに落着しており、そのすばらしい結果は経験によって証明済みである。長

い時間の経過によって、それには安定性が与えられてきており、この方策を覆し、過去の政体や退位した王家を復活させようと企てるような連中は誰でも、他のもっと刑法上の非難は別としても、党争と革新という非難に今度は自分たちがさらされる番になるであろう」(EMPL, p.501, 訳402-3頁)。

以上のように、ヒュームは、名誉革命体制を擁護することこそが市民社会の一層の発展を促進する源であると信じたのである。この根底には、経済社会の発展にともなって徐々に文明の進歩がもたらされて、人間と社会がしだいに洗練されてきたことを強調する彼の歴史に対する認識があった。彼にとっての自由の確立・文明化とは、商工業の発展に基づくことの結果を意味していたのである。この課題は、『政治経済論集』における「商業について」、「技術における洗練について」において明らかにされることになる。

(2) 市民社会の経済思想 —「一般原理」の究明

(イ) 文明社会の成立

ヒュームは、『政治経済論集』における経済論文の序論部分に相当する「商業について」において、市民社会の経済思想を貫く基本的原理について明らかにしている。彼によると、人類の大部分は「真理に到達できない浅薄な思索家」と「真理をとび越えたような深遠な思索家」とに分類できるという。前者は、人類の大部分であり、推論を進める際に基礎となる原理が浅薄であるので、「一般的推論」には不向きである。後者の人びとは、「事物の一般的な成り行き」(general course of things) に注目する学者や政治家であると考えている。彼は次のようにいう。

「どのように込み入って見えてとしても、一般原理 (general principle) は、それが正しくて確実である限り、特殊な場合には妥当しないことがあるとも、事物の一般的な成り行きにあっては常に貫徹しているに違いなく、この一般的な成り行きを考察することは、学者の主要な仕事なのである。なおまた、それは政治家の主要な仕事でもあると言えよう」(EMPL, p.254, 訳211頁)。

ヒュームは、哲学者として、経済に関する諸論考において、市民社会における経済の「一般原理」を究明しようとしたのである。

さてヒュームは、市民社会を「文明社会 (civilized society)」としても描いており、その出発点を農業と工業との分業関係の拡大による国内市場の発展に求めている。ヒュームの文明社会は、社会的存在としての人間相互の交換社会であるが、それは、J.ステュアート (Steuart, James, 1713-80) の『経済学原理』における「近代社会 (modern society)」やアダム・スミス (Smith, Adam, 1723-90) の『国富論』における「商業社会 (commercial society)」に連なる概念である。

歴史を未開から文明への進歩の過程とみなす点において、スコットランドの同時代の3人は共通していたが、経済社会の性格をどのように捉えるのかという点においては、ステュアートが近代社会を狂いやすい時計にたとえて、それを調整する職人、すなわち為政者 (statesman) の指導的な役割を強調したのに対して、スミスは、「その規則的で調和ある運動が無数の快適な効果

を生み出す、偉大で強大な機械のように見える⁸⁾」として「見えざる手」(an invisible hand)を強調したのであった。このような経済社会の二つの対照的な捉え方において、その出発点となったのが、ヒュームの文明社会である。

ヒュームは、経済社会形成の出発点を農業と工業との分業関係の拡大による国内市場の発達に求め、外国貿易による「奢侈」の導入が文明社会の原動力であるとしている。すなわち、彼によると、人間は主に狩猟や漁獲によって生活する未開状態を離れると農民(husbandmen)と製造業者(manufacturers)の二つの階級に分れるという。そして、若干の農業技術の改善にとまなう剰余生産物の増大は、農業者や製造業者以上の多くの人口を養うことを可能にする。

文明社会では、古代社会と異なって、余剰人口が奢侈産業にふりむけられるから、農業と工業との相互依存関係が発展し、農工双方において生産力が向上することになる。むろん、農工部門の発展は必然的に商業の役割を生み出すことになり、彼らの間の交換を通して剰余生産物が増大してゆく過程が描かれている。この文明社会の発展の源である奢侈産業は、ヒュームによると、外国貿易によってもたらされたというのである。

「歴史に照してみれば、たいていの国民の場合、外国貿易が国内製造業のいかなる洗練にも先行し、それが国内産の商品による奢侈を生み出してきたことが分かるであろう」(EMPL, p.263, 訳216-7頁)。

すなわち、人びとは、外国貿易によって、「奢侈の快樂と商業の利益を知る」ようになると、安逸から目覚めて、富裕階級と貿易商人の双方に活気があふれ、貿易も一層拡大することになる。また、模倣によって向上した製造業の技術によって国産商品の質を高めることになるというのである。つまり、洗練された技術が国内に普及し、機械的技術と製造業が発展するのである。ヒュームは、奢侈をめぐる当時の見解、すなわち道徳的に無害な奢侈を墮落、騒乱および紛争の源と非難する「厳格な道徳家」と道徳的に有害な奢侈にも社会的有用性を与えて称賛するマンデヴィル(Mandeville, Bernard de, 1670-1733)の双方の見解を批判し、洗練された時代は最も幸福で最も有徳な時代であることを論証しようとしたのである。

このように、ヒュームにおいては、外国貿易による奢侈の導入によって、国内の諸技術の洗練と産業活動の繁栄がもたらされ、文明社会が築かれてきたということが強調されている。その文明社会の歴史的帰結については、「技芸における洗練について」において具体的に説明されている。すなわち、産業活動と諸技術の繁栄によって、人間精神が向上し、学芸が洗練される。また、その学問と産業活動の相互依存によって双方が発展する。人びとが社交的になり、知識や教養が向上する。ヒュームは、「産業活動(industry)と知識(knowledge)と人間性(humanity)は、解き離しがたい鎖で結合されており、それらが一層洗練された、そして一般に一層奢侈的な時代と呼ばれている時代に特有なものであることは、理性によってだけでなく経験からも分かるのである」(EMPL, p.271, 訳223頁)と述べている。

8) Cf. Smith, Adam, *The Theory of Moral Sentiments*, edited by D.D.Raphael and A.L.Macfie, Oxford: Clarendon Press, 1976, p.316.

さらには、個人の幸福と繁栄だけでなく、政府をも偉大にし栄えさせることになり、また人びとの気質も和らぎ、法・秩序も安定し、法の支配を重視する中産階級が下院の政治勢力になる。「下院はわれわれ人民の政治の擁護者であって、下院の主要な影響力と重要性が、財産のこのような剰余を庶民の手にもたらした商業の増大の所産だったことは、全世界の認めるところである」(EMPL, p.278, 訳227頁)。

そして、中下層階級が節儉の徳を普及させ、農工商の担い手として経済活動の原動力になる。ヒュームにおいては、商工業の発展に基づく諸技術の洗練が、個人の自由と優れた統治と法をもたらしってきたということが強調されている⁹⁾。

かくして、彼にとっては、名誉革命後のイギリスの社会における自由と平和の確立、農業・工業・商業の発展、学問の進歩は、以上のような文明化に対する歴史認識の到達点として把握されているのである。このことは、ヒュームが歴史から学んだ最大の教訓であった。

(ロ) 重商主義批判

ヒュームは、すでに述べたように、名誉革命後のイギリス社会を称賛しているが、名誉革命体制の下での当時の政府の政策(重商主義政策)をそのまま容認したわけではない。自由と法の支配が確立し、経済的に繁栄していることを積極的に称賛しつつも、嫉妬による「偏狭で悪意のある」対フランス敵視政策に対しては懸念を表明して厳しく批判したのである。彼は、「勢力均衡について」において「わが国のフランスとの戦争は、正義のために、そしておそらくは必要からさえ始まったのであるが、しかし片意地と激情のためにいつも行きすぎてきた。…わが国のフランスとの戦争の半分以上と、わが国の公債のすべてとは、隣接諸国民の野望よりも、われわれ自身の軽率な熱狂に原因がある」(EMPL, p.339, 訳272頁)と述べている。

ヒュームによれば、当時の政府は、政治家の注目すべき「事物の一般的な成り行き」を認識しておらず、嫉妬によって戦争を激化させ、文明の危機をまねいているというのである。彼は、「貿易差額について」においても次のようにいう。

「商業によく通じた諸国民においてさえも、貿易差額に関する激しい嫉妬と、金銀がすべて自国から流出しつつあるのではないかという危惧の念が、やはり広く行き渡っている」(EMPL, p.309, 訳250頁)。また、「公信用について」では、「現代の政策によれば、戦争はあらゆる破滅的な事態を伴う。すなわち人員の損失、諸税の増加、商業の衰退、貨幣の消尽、海陸からの蹂躪がそれである」(EMPL, p.351, 訳284頁)とある。

ヒュームは、『政治経済論集』において、「事物の一般的な成り行き」に貫徹している「一般原理」に逆らって、嫉妬によって戦争を激化させ、市民(文明)社会を損なう方向に向かわしめて

9) アダム・スミスは、『国富論』のなかで、商工業の発展が秩序と善政、そして個人の自由と安全をもたらしたことを認識した唯一の作家として、ヒュームをあげている。

Cf. Smith, Adam, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by R.H. Campbell, A.S. Skinner and W.B. Todd, Oxford: Clarendon Press, Vol.1, 1976, p.412.

いる諸政策を批判する。

さて、当時の政府の政策である重商主義政策は、富（＝貨幣）の蓄積を貿易差額に求めるものであるから、必然的に輸出奨励・輸入制限・保護主義といった政策を伴うことによって、各国間の貿易摩擦を引き起こし、ひいては嫉妬心と猜疑心をあおり戦争の要因ともなったのである。

ヒュームは、「貨幣について」において、貨幣が一国の富ではなく単なる流通手段、価値尺度にすぎないことを強調し、一国の貨幣の流通必要量は、貨幣量の増減が物価の騰落に影響を与えることを通じての「正金の自動調節メカニズム」によって、結果的に、一国における技術と産業活動の水準に落ち着くということを示したものである。これが、ヒュームの機械的数量説とその系論としての「正金の自動調節メカニズム」である。このプロセスは、国内の貨幣量に応じた物価水準を通じて自動的に貨幣（正金）の国際均衡が達成されることを示したものである。一国の貨幣量は、結果的に国内経済の活動水準、すなわち「各国民の技術と産業活動とにほぼ比例するように」落ちつくのであった。それゆえ、ヒュームは、「貿易差額について」において、「国民と産業活動の優位を注意深く維持しよう。そうすれば、少しも貨幣の喪失を懸念するには及ばない」（EMPL, pp.309-10, 訳251頁）と主張するのである。国民の技術と産業活動に留意することが肝心で、貨幣の絶対量は問題ではなかったのである。したがって、一国の貨幣量の多寡については、懸念や嫉妬をもつ必要は全くないというのである。

ヒュームの自由貿易論によれば、一国民の国内産業は、近隣諸国民が最高に繁栄したからといって害を受けることはありえないというものである。自国内の産業は他の諸国民の産業の技術等の進歩によって増進しないはずはないし、たとえ、自国の、ある製造品が外国の製造品によってその需要の喪失が生じたとしても、勤労の精神が保持されてさえいれば、他の需要のある産業部門へと容易に転換することができるので、仕事の不足に陥る危険はないのである。しかも他国との競争心が、勤労精神の活性化を促進するのであって、他国が無知と怠惰で野蛮な状態にあるときに、自国の商工業が繁栄することは決してありえないというのである。

かくして、ヒュームは、自国も近隣の諸国もともに繁栄することを確信する。「貿易上の嫉妬について」において次のように述べている。「私は、人類の一人としては無論のこと、ブリテン臣民の一人としても、ドイツ、スペイン、イタリア、それにフランスの、商業の繁栄を願っているのだ」（EMPL, p.331, 訳267頁）。

このように、ヒュームにおいては、近隣諸国との貿易の拡大によって、各国は相互にヨリ一層繁栄することが可能となるのである。近隣の諸国民を犠牲にすることなしに自国の繁栄はありえないという「偏狭で悪意のある見解」は、このようにして否定されたのである。

名誉革命後に制度化された公債については、「公信用について」において論じられる。ヒュームによると、それは、「まったく議論の余地のないほど破滅的であることが明らかな慣行」（EMPL, p.350, 訳283頁）であり、その濫用は「貧困と無気力と外国勢力への服従をもたらす」（EMPL, p.351, 訳284頁）ものであった。ヒュームは、公債の利益と害悪を述べているが、公債のもたらす利益としては、公債は一種の貨幣であるから、その分現金を必要としないことや、公債所有者に収入

をもたらすので、その所有者である貿易商人は、より低い利潤率で貿易が可能になり、財貨を安価にして消費を拡大することを可能にして、経済活動を活発にすること等をあげている。

しかし、公債のもたらす害悪は利益とは比較にならないほど重大であるという。人口および富がロンドンに集中して地方が犠牲になることや、公債が一種の紙券信用であるので、インフレーションを引き起こして金銀を駆逐すること。また、利子支払いのための課税による労働の価格の騰貴と貧民階層の負担、さらには、外国人が所有するわが国債の持分が大きくなったときの悪影響や、人びとに怠惰を助長することなどの害悪があるという。

以上のように、ヒュームは、公債の国内経済に与える利益と害悪を指摘しているが、さらに、「戦争や外交折衝において他の諸国と種々の交渉を行う政治体」に及ぼす影響について述べている。この場合には、「その害悪は純粹で混ざりものを含まず、害悪を相殺する有利な事情は全く存在しない。それはまた、最大にして最も重要な性質の害悪でもある」(EMPL, p.356, 訳286頁)という。彼によると、国民の税負担が最大限にまで達して、かつ財源のすべてが永続的に抵当に入れられ、もはや新しい税源をみつけれない場合の「不自然な社会状態」においては、自己の産業活動の直接的結果以上に収入を得るのは公債所有者だけであるという。そして、その公債所有者は、国家となんら特別のつながりをもたず、国債の利子収入でもって、気概も野望も楽しみもなく、愚かだ勝手きままな奢侈による無気力な生活を営むことになるという。その必然的結果は、国王と人民のあいだの中間勢力が排除されることになる。したがって、名誉革命体制における政治の担い手である土地所有階級が没落して、公債を所有する怠惰な金融業者が社会を支配することによって金権体質と腐敗、墮落をもたらし、圧制的な独裁君主制を出現させて、社会全体が無気力の状態に陥ることになるというのである。

ヒュームのような「中庸」を重視する哲学者が、以上のような激しい公債批判を展開した背景には、公債制度によって文明社会そのものが根底から破壊されるかもしれないという強い危惧があったのである。そして、公債の累積が限界点に達すれば、その「事物の自然な成り行き」は、「国民が公信用を破滅させるか、それとも公信用が国民を滅ぼすかのいずれかである」(EMPL, pp.360-61, 訳290頁)として、ヒュームは、公債の三つの死滅形態のうち、最悪の「暴力死」の場合には、「数百万人が数千人の一時的な安全のために永久に犠牲にされるという危険」(EMPL, p.364, 訳292頁)をもつ最大の不幸に陥ることを示唆する¹⁰⁾。というのは、イギリスのような民主政治においては、人為的破産政策を実施するのは困難であるから、公信用への固執が財政的に破綻し、同盟国への援助もできなくなり、ヨーロッパの勢力均衡が崩れて同盟国のみならず大ブリテンも外国の征服を受け、国家の滅亡が生じる危険性があるというのである。ヒュームは、「以上のことはあまり遠い将来のことではなく、…明確に予測しうることがらだと思われる」(EMPL, p.365, 訳293頁)と述べている。

以上から明らかなように、ヒュームは、法の支配が確立され自由な経済活動が保障されて、文

10) ヒュームは、イギリスの債権者は、「本国人と外国人を合わせて全部でわずか17,000人にしかならない」(EMPL, p.364, 訳296頁)とした計算に言及している。

明社会として経済が繁栄している名誉革命体制を称賛しているのであるが、当時の政府の重商主義政策、特に貨幣・貿易差額・公信用に関する「偏狭で悪意のある政策」に対しては、文明社会を破滅に導くとして痛烈な批判を展開したのである。彼は、『政治経済論集』における経済諸論文において、「政治家の目的であり、また目的であるべき社会の利益」のための「一般原理」を追究したのであった。

4. 「完全な共和国」構想案

ヒュームは、名誉革命体制を安定的なものとするために、人びとに「中庸」の精神と「一般原理」の究明を説いて、政治と経済の世界において是正すべき道を示した。しかし彼は、政治的仕組みとして、現実のブリテンの政体を、仮に選挙の平等と州選挙投票権の財産資格の引き上げ、また上院の改革や議席の世襲制から終身制への変革等によって「制限君主制の最も完全なモデル」に組み替えたとしても（Cf.EMPL, pp.526-7, 訳423-4頁）、次の三つの不都合は避けられないことを指摘している。第一に、党派（コート派とカントリ派）争いが完全には取り除けないこと。第二に、国王の個人的性格が依然として政体に大きな影響力をもつこと、第三に、常備軍のもたらす危険などである。

第一の党派争いについて、ヒュームが述べようとしていることは、現実の混合政体であるブリテンの政体においては、君主制の要素と共和制の要素の間の釣り合いが不安定であるので、君主制が重視する権威と共和制が重視する自由とをめぐって党派間に内部闘争がくりひろげられ、絶えず国民の平和と平穏が脅かされてきたという歴史がある。そのために、政治学においては中庸の精神を人びとに要請し、また「制限君主制の最も完全なモデル」への変更を考慮したのであるが、制限君主制を保持する限り、両党派の対立はある程度緩和されても完全には取り除くことはできないということである。

ヒュームの死後1777年に追加された「統治の起源について」においても次のように述べている。「あらゆる統治には、権威と自由の、公然たる、もしくは隠然とした不断の内部闘争がある。しかもこの争いにおいては、権威と自由のどちらも絶対的な勝利を得ることはまず不可能である」（EMPL, p.40, 訳32頁）。したがって、党派争いには「中庸」の精神や改革・改善だけでは収まりきれない厳しさがあることを痛感していたものと思われるのである。それゆえに、完全な共和国案が提案されたのである。

第二の国王の個人的性格が政体に及ぼす影響については、ヒュームは、「わが国の政体の均衡は、ある程度君主の能力と行動に依存しているが、これは変わりやすく不確実な事態である」（EMPL, p.424, 訳424頁）と述べている。完全な共和国構想案においては、むしろ、国王や貴族が存在しない自由な市民から構成される国家が前提であるので問題は解消されることになる。

第三の常備軍については、「これはブリテンの政体に見られる命とりの病気であり、このためにブリテンの政体がついには滅亡することが不可避であるに違いないことは明白である」

(EMPL, p.647, 訳426頁) というのである。それゆえ、完全な共和国構想案では民兵制度が採用されている。

ヒュームは、以上のような現実のブリテンの国制における弱点を変革するために、新たな政体を、すなわち市民社会における法の支配の完成を目指し、市民社会における政治と経済のあり方にふさわしい理想的な政治制度を、『政治経済論集』の最後に配列された「完全な共和国についての設計案」において論じることになったのである。

さて、ヒュームによると、政治形態というものは、ひとたび確立されると権威付けられて、尊敬の念が生じて伝統が尊重されるので、現実的には政体の改革はなかなか難しいという。しかし、それでも、理論的問題として、彼は、「ともかく、政体のうち最も完全なものはどのようなものかを知ることは、社会に対してあまりにも大きな混乱を与えない程度の穏やかな変更と革新によって、現実の憲法機構ないし政体を、できるだけその完全な姿に近づけるために、有益であるに違いない」(EMPL, pp.513-4, 訳415頁) と述べて、理想的な共和国について構想している。

ここでは、その特徴を述べることにしよう。ヒュームは、党派争いの原因となる制限君主制を廃止して、国王や貴族が存在しない自由な市民から構成される国全体を100州に分け、さらにその各州を100の教区に分けて、合計10,000教区としている。選挙は毎年行われ、選挙人の資格に財産と教育が重視されている。彼は、「毎年の選挙によって、元老院議員を人民に大いに依存するようにすること。しかも、その選挙にさいしては、イングランドの選挙人のような、分別に欠けた烏合の衆による選挙ではなく、財産と教育をそなえた人びとによることである」(EMPL, pp.523-4, 訳421頁) と述べている。具体的には、各州では、年収20ポンドの自由保有農と都市教区の500ポンドの財産を所有する戸主が選挙権を持ち、毎年、無記名投票によって、その州の各教区では1名の自由保有農を各州の代議員に選ぶとしている。

各州の代議員は州都に集まり、各州の代議員団ごとに無記名投票により10名の州政務官と1名の元老院議員を選出する。元老院議員全員に州政務官の権限がまた州政務官全員に州代議員の権限が与えられるので、共和国全体としては、100名の元老院議員(上院議員)と1,100名の州政務官と、10,000名の州代議員(下院議員)とから構成されることになる。ここでは、農村と都市の選挙人による選挙によって各州の代議員10,000名を選び、元老院議員100名を選出するという間接選挙の方法がとられている。

ヒュームは、「すべての自由な政体は二つの会議から成り立たねばならない。その一つは成員の比較的少ないものであり、他は成員のより多いものである。つまり、言いかえると、元老院と人民とから成り立たねばならない。…人民は、元老院がなければ知恵を欠くことになるだろうし、反対に元老院は、人民がいなければ誠実さを欠くことになるだろう」(EMPL, pp.522-3, 訳420頁) と述べている。

元老院議員には共和国の全行政権(拒否権を除く)と司法権が与えられる。州代議員には、全国的規模ではなく、彼らの個々の州ごとに会合させ、共和国の全立法権が与えられる。州会の過半数で問題が決定され、同数の場合には元老院が決定権をもつ。各州はその内部において一種の

共和国である。代議員は州の法律を制定できるが、その法律の写しは元老院ならびに他のすべての州に送付される。各州の議会は小規模であるため十分な審議が尽くされるとしている。なお、政務官は各州の歳入関係のすべての任命権や教区の教区長や牧師を任命するなど、州の行政権を担うことになる。ヒュームは、立法権力がつねに行政権力にまさっていることを強調している。

さらに、ヒュームは、元老院を牽制し監視するために、元老院議員の次点者から構成される対抗者会議 (the court of competitors) を設けている。対抗者会議は、元老院議員の追放の権限等をもっている。また、彼は、元老院に対して警戒すべきこととして談合と分裂をあげ、それらを回避するために、元老院議員の人数や選挙の方法、公職の任命権、また元老院議員の間での公職の配分などについて適切な対策を用意している。ヒュームは、共和国の行政府である元老院が腐敗しないような仕組みを考えているのである。

共和国では、代議員、政務官、あるいは元老院議員には一切の給料が支給されないとしている。軍隊は既に述べたように、常備軍制度ではなく、スイスのものを模倣して民兵制を採用している。

以上、ヒュームの完全な共和国の構想についての特徴を紹介したが、彼自身は、「この設計案が実行可能であることを疑うわけにはいかない」(EMPL, p.526, 訳423頁)と表明している。

こうして、ヒュームの理想共和国の構想は、名誉革命体制を「最も完全なモデル」に変更しても避けられない三つの不都合から完全に解放される道として用意されたものであった。

ヒュームは、君主や貴族等の身分制度の存在しない、市民の「人間本性」に基づいた新たなる市民社会における政治と経済の世界に相応しい理想的な政治形態を目指したのである。

5. むすび

ヒュームは、政治や経済が大きく変化する18世紀のブリテンにおいて、新しい学問の構想を抱いて『人間本性論』(1739-40)を執筆し、新たな人間の生き方と社会のあり方を探究しようとした。それは、日常生活における人びとの人間本性 (human nature) に基づく学問の構築であった。

彼は、日常生活における人間を「経験と観察」によって捉えることを通して、人間は知性よりも情念に導かれる極めて感性的な人間であることを認識した。このような人間の自然な営みである家族から出発して、見知らぬ人びとの集まりである市民社会においては、どのようにして社会秩序が形成されるのか、また如何にして市民社会の平和と秩序を保つ政府の成立が可能となるのか、あるいは個々人の所有権はどのようにして保障されるのか、という諸問題を『人間本性論』第3篇「道徳について」において考察した。

また、ヒュームの人間本性の学は、「政治学」においては「社会を結成しかつ相互に依存する人間の考察」であるが、彼は、この課題については、『道徳・政治論集』(1741-2)及び『政治経済論集』(1752)において論じている。これらの諸論考の政治論文と経済論文において、ヒュームは市民社会における「人間の学」を政治と経済の両面において展開したのである。

彼の政治的諸問題を論ずる際の立場は、「中庸」を貫くことである。ヒュームは、当時のイギ

リスの国制、すなわち名誉革命体制を、現実的には文明社会の発展にふさわしい政治形態であると認識していた。そのために、当時の政治勢力であるトーリーとウィッグの両党に相互の歩み寄りを期待し、またハノーヴァー家による王位継承の正当性を確認して、ジャコバイト主義を斥けたのである。この根底には、経済社会の発展にともなう文明の進歩が徐々にもたらされてきたとする彼の歴史に対する認識があった。ヒュームにおいては、市民社会（文明社会）における政治と経済は一体化されて捉えられており、両者は密接に関連付けられているのである。

農工分業に基づく文明社会の発展を促進してきたのは、外国貿易による奢侈の導入である。ヒュームは、奢侈をめぐる「厳格な道德家」とマンデヴィルの双方の見解を批判し、洗練された時代はもっとも幸福でもっとも有徳な時代であることを論証した。しかし彼は、名誉革命体制を擁護しながら、当時の重商主義的経済政策が、根拠のない嫉妬に基づく「偏狭で悪意ある政策」であることを批判した。特に当時の貨幣や貿易差額、公信用に関わる諸政策に対しては否定的であった。というのは、それらの政策が対フランス戦争を激化させ、文明の危機をまねいているからである。これを正すために、ヒュームは、政治家の考慮すべき仕事は、「事物の一般的な成り行き」に貫徹している「一般原理」を究明することであるとして、哲学者としてそれを『政治経済論集』における経済論文において明らかにしたのである。言わば「政治家または立法者の学」としての処方箋を世に示したのである。

以上のように、ヒュームは、名誉革命体制を擁護し安定的なものとするために、人びとに「中庸」の精神の追求と「一般原理」の究明を求めて政治と経済の世界において是正すべき道を示したのである。しかし彼は、政治的仕組みとして、現実のブリテンの政体を仮に「制限君主制の最も完全なモデル」として組み替えたとしても、党派争いが完全には取り除けないことや国王の個人的性格が政体に大きな影響力をもつこと、また常備軍のもたらす危険などについて憂慮していたのである。それゆえに、ヒュームは、これらの問題点を解決する道を『政治経済論集』の政治論文と経済論文の最後に配置された「完全な共和国についての設計案」のなかで明らかにし、君主や貴族等の身分制度の存在しない、市民の「人間本性」に基づいた新たな市民社会における政治と経済の世界に相応しい理想的な政治形態を構想したのであった。

参考文献

- 1) 泉谷周三郎『ヒューム』研究社出版、1996年。
- 2) 板橋重夫『「人間の科学」と宗教－デイヴィッド・ヒューム研究』東京法令出版、1995年。
- 3) 犬塚元「ヒュームと共和主義」田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間－シヴィック・ヒューマニズムの可能性』名古屋大学出版会、2006年、所収。
- 4) 大野精三郎『歴史家ヒュームとその社会哲学』1977年、岩波書店。
- 5) 斎藤繁雄・田中敏弘・杖下隆英責任編集『デイヴィッド・ヒューム研究』御茶の水書房、1987年。
- 6) 坂本達哉『ヒューム希望の懐疑主義－ある社会科学の誕生－』慶応義塾大学出版会、2011年。

- 7) 竹本洋「D. ヒュームの『政治論集』にかんする試論」(1) (2)『大阪経大論集』196号, 197号, 1990年。
- 8) 田中敏弘『社会科学者としてのヒューム－その経済思想を中心として－』未来社 1971年。
- 9) 田中敏弘『イギリス経済思想史研究－マンデヴィル・ヒューム・スミスとイギリス重商主義－』御茶の水書房, 1984年。
- 10) 杖下隆英『ヒューム』勁草書房, 1982年。
- 11) 中才敏郎編『ヒューム読本』法政大学出版局 2005年。
- 12) 舟橋喜恵『ヒュームと人間の科学』勁草書房 1985年。
- 13) 森 直人『ヒュームにおける正義と統治－文明社会の両義性－』創文社, 2010年。
- 14) Forbes, Duncan, *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge University Press, 1975.
田中秀夫監訳『ヒュームの哲学的政治学』昭和堂, 2011年。
- 15) Haakonssen, Knud, *The Science of A Legislator; The Natural Jurisprudence of David Hume and Adam Smith*, Cambridge University Press 1981. 永井義雄・鈴木信雄・市岡義章訳『立法者の科学－デヴィッド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学』ミネルヴァ書房, 2001年。
- 16) Haakonssen, Knud, "The structure of Hume's political theory", in *The Cambridge Companion to Hume*, edited by David Fate Norton, Cambridge University Press, 1993.
- 17) Merrill, Thomas W., *Hume and the Politics of Enlightenment*, Cambridge University Press, 2015.
- 18) Miller, David, *Philosophy and Ideology in Hume's Political Thought*, Oxford: Clarendon Press, 1981
- 19) Norton, David Fate, "Hume, human nature, and the foundations of morality", in *The Cambridge Companion to Hume*, edited by David Fate Norton, Cambridge University Press, 1993.
- 20) Skinner, Andrew S., "David Hume: Principles of political economy", in *The Cambridge Companion to Hume*, edited by David Fate Norton, Cambridge University Press, 1993.